

第二十八回 貴族院議事速記録第十一號

帝國議會

明治四十五年三月十八日(月曜日)

午前十時六分開議

議事日程 第十一號 明治四十五年三月十八日

午前十時開議

第一 樺太酒類出港稅法案(政府提出、衆)

第二 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法中改正
法律案(政府提出、衆)
(議院送付)

第三 明治三十四年法律第十號中改正法律案(政府提出、衆)
(議院送付)

第四 臘虎臘肭獸獵獲禁止ニ關スル法律案(政府提出、衆)
(議院送付)

第五 臘虎臘肭獸獵業者等ニ對スル交付金下付ニ關スル
法律案(政府提出、衆)
(議院送付)

第六 鐵道又ハ船舶ト露國ノ鐵道又ハ船舶ト
ノ貨物ノ聯絡運送ニ關スル法律案(政
府提出)

第七 農工銀行法中改正法律案(衆議院提出)

第八 農畜市場法中改正法律案(衆議院提出)

第九 鑄業法中改正法律案(衆議院提出)

第十 國有土地森林原野下戻法中改正法律案(衆議院提
出)

第十一 關稅定率法輸入稅表中改正法律案
(衆議院提出)

第十二 陰陽連絡鐵道速成ノ請願

第十三 福島中村間鐵道敷設ノ請願

第十四 種馬所設置ノ請願

第十五 輕便鐵道敷設ノ請願

第十六 區裁判所出張所設置ノ請願

第十七 官營製材事業廢止ノ請願
(文書表第二)

第十八 郵便局設置ノ請願
(文書表第二)

會 議 議 議 議 議 議 議 議 議 議 議 議 議 議 議 議 議

- 第十九 三次今市間鐵道敷設ノ請願
- 第二十 天鹽沿岸鐵道敷設ノ請願
- 第二十一 控訴院管轄區域變更ノ請願
- 第二十二 動物飼糧及生乳ノ鐵道輸送ニ對スル運賃並取扱手續保護ノ請願
- 第二十三 種牛所增設ノ請願
- 第二十四 畜產品研究所設置ノ請願
- 第二十五 煉乳事業保護法制定ノ請願
- 第二十六 漆樹栽培獎勵ノ請願
- 第二十七 臘振鐵道急設ノ請願
- 第二十八 白水鐵道敷設速成ノ請願
- 第二十九 郵便局設置ノ請願
(文書表第二)
- 第三十 岡山縣後月郡木之子村郵便局設置ノ請願
- 第三十一 野崎郵便局設置ノ請願
- 第三十二 野岩羽鐵道速成ノ請願

會 議 議 議 議 議 議 議 議 議 議 議 議 議 議 議 議 議

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス
(東久世書記官朗讀)

一昨十六日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可
決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

假置場法案

陸軍作業會計法中改正法律案

同日本院ニ於テ否決シタル左ノ衆議院提出案ハ第二讀會ヲ開カサルコトヲ
議決シタル旨ヲ衆議院ニ通知セリ

水利組合法中改正法律案

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ
朝鮮醫院及濟生院特別會計法案

同日衆議院ヨリ左ノ法律案ヲ提出セリ

刑事訴訟法中改正法律案

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、議事日程第一、権

太酒類出港稅法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、第二、工業用酒精酒類其ノ他酒類含有飲料戻稅法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、第三、明治三十四年法律第十號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、

第一讀會

〔東久世書記官朗讀〕

樺太酒類出港稅法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治四十五年三月十四日

貴族院議長公爵德川家達殿

衆議院議長 大岡 育造

〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ〕

樺太酒類出港稅法

第一條 本法ニ於テ酒類ト稱スルハ燒酎、酒精及酒精含有飲料ヲ謂フ

前項ニ於テ燒酎ト稱スルハ酒造稅法ニ於ケル燒酎ヲ謂ヒ酒精及酒精含有飲料ト稱スルハ酒精及酒精含有飲料稅法ニ於テ同法ヲ適用スルモノヲ謂フ

第二條 樺太ニ於テ製造シタル酒類ヲ帝國內ノ他ノ地方ヘ移出スルトキハ燒酎ニ付テハ酒造稅法、酒精又ハ酒精含有飲料ニ付テハ酒精及酒精含有飲料稅法ノ造石稅ト同一ノ稅率ニ依リ出港稅ヲ課ス

第三條 酒類ハ命令ヲ以テ指定シタル港ニ由ルニ非サレハ移出スルコトヲ得ス

第四條 酒類ヲ移出セムトスル者出港稅ヲ納付シタルトキハ領收證及船積免狀ヲ交付ス

第五條 船長ハ船積免狀ニ照シ酒類ヲ船積シ出港前其ノ積取石數ヲ收稅官ニ臨檢スルコトヲ得

第六條 収稅官吏又ハ警察官吏ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ出港船舶第七條 出港稅ヲ納付セスシテ酒類ヲ船積シ又ハ移出シタル者ハ其ノ出港稅ノ五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ五十圓ヲ下ルコトヲ得ス

前項ノ酒類及其ノ容器ハ之ヲ沒收ス既ニ處分シタルトキハ其ノ價格ニ相

當スル金額ヲ追徵ス

第八條 第五條ノ届出ヲ爲サス又ハ虛偽ノ届出ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 収稅官吏又ハ警察官吏ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、之ヲ妨ケ若ハ忌避シ又ハ當該官吏ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十條 酒類ノ製造、販賣又ハ移出ヲ業トスル者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ第七條又ハ第九條ノ規定ニ違反シタルトキハ酒類ノ製造、販賣又ハ移出ヲ業トスル者ヲ處罰ス

第十一條 前條ノ場合ニ於テ酒類ノ製造、販賣又ハ移出ヲ業トスル者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ヲ處罰ス但シ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用キス

附 則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔東久世書記官朗讀〕

工業用酒精酒類其ノ他酒類含有飲料戻稅法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治四十五年三月十四日

衆議院議長 大岡 育造

貴族院議長公爵德川家達殿

工業用酒精酒類其ノ他酒類含有飲料戻稅法中改正法律案

工業用酒精酒類其ノ他酒類含有飲料戻稅法中左ノ通改正ス

第一條中「造石稅」ノ下ニ「又ハ出港稅」ヲ加フ

第二條中「沖繩縣酒類出港稅」ヲ「出港稅」ニ改ム

第五條第一項中「造石稅」ノ下ニ「又ハ出港稅」ヲ加フ

〔東久世書記官朗讀〕

明治三十四年法律第十號中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治四十五年三月十四日

(東久世書記官朗讀)

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治四十五年三月十四日

衆議院議長 大岡 育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

明治三十四年法律第十號中改正法律案

衆議院議長 大岡 育造

明治三十四年法律第十號中左ノ通改正ス

第一條中「造石稅」ノ下ニ「若ハ出港稅」ヲ加フ

第二條中「輸出港稅關」ヲ「政府」ニ、第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 納稅濟證明書

〔政府委員宮尾舜治君演壇ニ登ル〕

○政府委員(宮尾舜治君) 唯今議事ニ上リマシタル権太酒類出港稅法外二法律案ノ理由ヲ説明申上ゲマス、権太ニ於キマシテハ近年農民ノ移住ト共ニ追ニ農產物モ出來ルヤウニナリマシタ次第アリマスガ、其農產物ノ重モナルモノハ麥及馬鈴薯デアリマス、是等ノ品ハ價モ廉クシテ、運送或ハ保存ニ比較的困難ノ品デアリマスルガ、是等ノ農產物ノ處置ノ方法如何ト云フコトハ農民ノ幸福ニ餘ホド關係ヲ有スル次第デゴザイマシテ、権太ニ於キマシテハ追ニ是等ノ原料ヲ以チマシテ酒類ヲ製造スルト云フコトモ一ツハ其利用ノ方法デアルヤウニ思ハレマス、然ルニ是等ノ酒類ヲ製造イタシマシテモ、今日ノ内地ノ稅法ニ於キマシテハ内地ニ之ヲ移入スルト云フコトガ出來ナイ次

第二ナッテ居リマスカラ、本法ヲ制定イタシマシテ移入ノ途ヲ開キタイト云フノデアリマス、尙ホ此後ノ二ツノ案ハ是等ノ酒類ヲ工業用ニ供シマシタルトキ、又ハ輸出ヲ致シマシタル場合ニ於キマシテ戻稅ヲ致シタイト云フ趣旨デゴザイマス、以上斯ノ如キ理由デアリマス、ドウゾ宜シク……

○議長(公爵徳川家達君) 諸君ニ御諮詢致シマス、議事日程ノ第一、第二、第三ノ三案トモ同一委員ニ付託シテ御異存ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第四、臘虎膾肭獸獵獲禁止ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、第五、臘虎膾肭獸獵業者等ニ對スル交付金下付ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

臘虎膾肭獸獵獲禁止ニ關スル法律案

衆議院議長 大岡 育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

臘虎膾肭獸獵獲禁止ニ關スル法律案

第一條 白令海、勘察加海、「オコツク」海及日本海ヲ包含スル北緯三十度以北ノ北太平洋ニ於テハ臘虎膾肭獸ノ獵獲ヲ爲スコトヲ得ス

帝國ノ海岸ヨリ三海里ヲ超ユル前項ノ海面ニ於テハ臘虎ノ獵獲ヲ爲スコトヲ得ス

第二條 臘虎膾肭獸ノ陸上獵獲及帝國ノ海岸ヨリ三海里ヲ超エサル範圍内ニ於ケル臘虎ノ獵獲ハ政府ニ專屬ス

第三條 臘虎膾肭獸又ハ其ノ獸皮ハ之ヲ帝國內ニ輸入又ハ移致スルコトヲ得ス但シ命令ヲ以テ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四條 海軍艦艇乗組將校、警察官吏、港務官吏、稅關官吏其ノ他特ニ命令ヲ受ケタル官吏ハ必要アリト認ムルトキハ船舶店舗其ノ他ノ場所ニ臨檢シ、帳簿物件ヲ検査シ又ハ本法ニ違反スル行爲アリト認ムルトキハ船舶具船籍證書若ハ獵獲物ヲ差押ヘ、船員ヲ抑留シ若ハ之ヲ相當官吏ニ引致スルコトヲ得

第五條 第一條ノ規定ニ違反シ又ハ私ニ第二條ノ獵獲ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ犯罪若ハ其ノ準備ノ爲土地家屋船舶其ノ他ノ物件ヲ使用シ若ハ使用セシメタル者又ハ第三條ノ規定ニ違反シタル者ハ罰前項ニ同シ

第六條 前條第一項ノ犯罪行爲ニ供シタル船舶船具獵具及本法ニ違反シテ獵獲輸入又ハ移致シタル臘虎膾肭獸又ハ其ノ獸皮ニシテ犯人ノ所有スルモノハ之ヲ沒收ス若其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第七條 第四條ノ規定ニ依ル職務ノ執行ヲ拒ミ、之ヲ妨ケ若ハ忌避シ又ハ當該官吏ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第八條 本法ハ命令ノ定ムル所ニ依リ「アイノ」人ニ之ヲ適用セサルコトヲ得

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臘虎脰肭獸獵法ハ之ヲ廢止ス

〔東久世書記官朗讀〕

臘虎脰肭獸獵業者等ニ對スル交付金下付ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ條正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治四十五年三月十四日

衆議院議長 大岡 育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔小字ハ衆議院ノ修正〕

臘虎脰肭獸獵業者等ニ對スル交付金下付ニ關スル法律案

第一條 政府ハ左ノ各號ノ一一該當スル者ニ對シ其ノ請求ニ依リ命令ノ定

ムル所ニ從ヒ交付金ヲ下付ス

一 明治四十四年十二月十五日ニ於ケル臘虎脰肭獸免許獵業者

二 前號ノ獵業者ノ免許證ニ記載シタル明治四十四年十二月十五日現在

ノ獵船及其ノ附屬物ノ所有者

三 明治四十四年ニ於テ免許ニ依ル臘虎脰肭獸獵船ニ乗組ミタル船員

四 明治四十三年ニ於テ免許ニ依ル臘虎脰肭獸獵船ニ乗組ミタル船員ニ

シテ疾病傷痍其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ休業シタル者

前項ノ規定ハ臘虎脰肭獸ノ獵獲ヲ爲スコトヲ得ル「アイノ」人ニ付テハ之ヲ適用セス

第二條 交付金ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ定ム

一 前條第一項第一號ニ該當スル者ニ對シテハ一年ノ認定獵獲物賣拂代金ノ五割

二 前條第一項第二號ニ該當スル者ニ對シテハ明治四十四年十二月十五日以前ニ於ケル該所有物ノ認定價格ノ七割

三 前條第一項第三號又ハ第四號ニ該當スル者ニ對シテハ各其ノ一年ノ認定收入額ニ依リ船長及測量士ニ在リテハ其ノ十割、銃手ニ在リテ

ハ其ノ二十割、其ノ他ノ船員ニ在リテハ其ノ七割以内

前項ノ獵獲物賣拂代金、所有物價額及船員收入額並交付金ヲ下付スヘキ

獵船ノ附屬物ノ種類及數量ハ査定委員會ノ議決ニ依ル

査定委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 交付金ノ總額ハ百十二萬圓ヲ以テ限度トス若此ノ金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ヲ各自ニ按分シテ之ヲ減少ス

第四條 交付金ハ額面金額ニ依リ五分利付國債證券ヲ以テ之ヲ給付ス但シ五十圓未滿ノ端數ハ現金ヲ以テ之ヲ給付ス

第五條 政府ハ前條ノ給付ニ必要ナル國債證券ヲ發行スルコトヲ得

第六條 主務大臣ハ第一條第一項第二號ニ該當スル者ニ對シ期日及場所ヲ指定シ其ノ獵船及附屬物ノ迴送ヲ命スルコトヲ得

前項ノ迴送ヲ爲サル者ハ交付金ヲ受クルコトヲ得ス但シ主務大臣ニ於テ已ムナ得サル事由アリト認ヌタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條 交付金下付ノ請求ハ明治四十五年五月三十一日迄ニ之ヲ爲スヘシ

本法施行ノ際帝國內ニ在ラサル者ハ明治四十五年八月三十一日迄ニ前項

ノ請求ヲ爲スコトヲ得

○國務大臣男爵牧野伸顯君 暗今、日程ニ上ツテ居リマスル法律案ニ付キ

マシテ概要ノ説明ヲ申上ゲマス、太平洋上ノ臘虎脰肭獸ノ獵業ハ近年非常ニ發達ヲ致シマシテ、此儘ニ放任イタシテ置キマスレバ、殆ド取盡サムトスル有

様デ、此獵業ニ關係ノ各國ノ間ニ非常ニ前途ヲ氣遣フテ居ツタノデアリマス、從來此關係列國ノ間ニ何等カノ申合ヲ致サウト云フコトガ宿題ニナッテ

アリマシタガ、今日マデ未ダ適當ナ解決ヲ見ナカツタノデアリマス、昨年米

國ノ提議ニ據リマシテ、關係國、即チ日、英、露、米、四箇國ノ全權代表者

ガ寄リマシテ、此問題ニ付イテ會議ヲ致シマシタノデアリマス、其結果ト致

シテ此臘虎脰肭獸ニ關係イタシマスル條約ノ締結ヲ見タノデアリマス、此條

約ノ内容ニ依リ各國皆相當ノ義務ヲ負ウタノデアリマシテ、帝國ニ於キマシ

テモ此獵業ヲ禁止スルノミナラズ、或ハ土地、家屋、港其他船等ヲ以テ此獵業

ニ從事スルコトヲ禁止イタシマシタノデアリマス、又太平洋上デ取リマシタ

皮モ輸入ノコトヲ禁ジマシタノデアリマス、昨年ノ十二月一日ヨリ此獵業ヲ

禁止スルコトニナッテ居リマシテ、取扱ヘズ勅令ノ範圍内ニ於テ出來マスダケノコトヲ致シマシテ、即チ此獵業ノ禁止區域ヲ制定イタシマシテ、一時其業ヲ禁止イタシテ置イタノデアリマス、ソレデ今回ハ此勅令ノ權能デ出來マセス所ノ、負擔ヲ致シマシタ箇條、即チ港灣ヲ使フコトガ出來ナイ、若クハ皮等ヲ輸入シタ者ハ嚴罰ニ處スル、其他陸上ニ於テ此獵業ヲ營ムコトガ出來ナイト云フヤウナコトハ、法律ニ據ラザレバ出來ヌノデアリマス、ソレデ今回ソレ等ノ條約ニ負ウタ所ノ義務ヲ法律ニ據ツテ制定イタシタイト云フ所カラ、此案ヲ提出イタシマシタノデアリマス、序デニ第五ノ日程ニ上ツテ居リマスル交付金ノ案ニ付イテ説明ヲ申上ゲテ置キマス、今回ノ條約ノ結果ト致シマシテ、此獵業ヲ禁止イタシマシタ結果、失業者ガ不幸ニシテ出ヅルノデアリマス、即チ船主、船員、銃手等ノ如キ者ハ皆之ガ爲ニ業ヲ失ツタノデアリマス、是等ノ失業者ニ對シマシテ此際交付金ヲ下付イタシマスコトヲ相當ナガラ相牽聯イタシテ居リマスル、相當ノ御審議ヲ願ヒマス

○議長(公爵徳川家達君) 諸君ニ御諮詢致シマス、議事日程ノ第四、第五、兩案トモ同一委員ニ付託シテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第六、鐵道又ハ船舶ト露國ノ鐵道又ハ船舶トノ貨物ノ聯絡運送ニ關スル法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告

〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ〕

鐵道又ハ船舶ト露國ノ鐵道又ハ船舶トノ貨物ノ聯絡運送ニ關スル法律案右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

明治四十五年三月十五日

右特別委員長

公爵 德川 慶久

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔公爵徳川慶久君演壇ニ登ル〕

○公爵徳川慶久君 是ヨリ鐵道又ハ船舶ト露國ノ鐵道又ハ船舶トノ貨物ノ聯絡運送ニ關シマスル法律案ノ特別委員會ノ御報告ヲ申上ゲマス、委員會ハ此法律案ヲ以テ至當ト認メマシテ、全會一致ヲ以テ原案通り可決ヲ致シマシタ、茲ニ委員會ノ經過ヲ御報告スルニ先ダチマシテ、此法律案ト最モ關係ノ密接デアル所ノ日滿貨物聯絡運送規則案ナルモノ、沿革、性質、並ニ此法律案トノ關係ニ付キマシテ、聊カ申述べテ置ク必要ガアルト思ヒマス、抑、此日露兩國間ノ旅客並ニ貨物ノ聯絡輸送ニ付キマシテハ、其源ヲ日露講和條約ノ第八條及其追加條款ノ第一條ニ發シテ居ルノデゴザイマス、而シテ政府ハ是等ノコトヲ國際協約ノ形式ニ依ルコトヲ或ル事情ノ爲ニ避ケマシテ、從フテ明治四十一年ニ我國ノ帝國鐵道及南滿鐵道及大阪商船會社ノ代表者ガ、露國ノ國有鐵道及東清鐵道、義勇艦隊、其他ノ代表者ト露都ニ會合ヲ開キマシテ是等ノ協議ヲ致シタノデゴザイマス、然ルニ此時ニハ旅客ニ付イテハ直通運輸ニ關スル議ガ纏マリマシタケレドモ、貨物ニ付キマシテハ縣案トナツテシテ、再ビ此第二回ノ會議ガ是等ノ人ニ依ツテ開カレタノデゴザリマス、此會議ニ於キマシテハ「ベルン」協約即チ御承知ノ如ク歐洲大陸ノ諸國ガ此協約ノ下ニ一率ニ直通運輸ヲ爲シテ居リマス、此「ベルン」協約ヲ襲用セムトシタノデゴザリマスケレドモ、此「ベルン」協約ハ船舶ニ關スル規定ガ一ツモ無イノデゴザイマス、而シテ我國ノ事情トシテ、ドウシテモ船舶ノ規定ガ無ケレバ困ルノデアリマスルカラシテ、直チニ此「ベルン」協約ヲ襲用スルト云フコトガ出來ナイ事情ガアツタノデゴザイマス、茲ニ於テ前申上ゲマシタ日滿貨物聯絡運送規則案ナルモノガ成立シタノデゴザリマス、御承知ノ如ク五十有餘箇條ゴザイマシテ、其規定スル所ハ甚ダ詳細ヲ極メテ居リマス、サウシテ此日滿貨物聯絡運送規則案ナルモノハ一ノ私契約デゴザリマシテ、國際協約デナリ結果トシテ、公布ニ依リマシテ直チニ拘束力ヲ生ジナインデアリマス、ノミナラズ外國トノ關係デアル結果トシテ國內法ニ抵觸スル部分ガ生ジテ居ルノデアリマスル、故ニ此規則ヲ實施スルニ當リマシテハ、此國內法ト抵觸シテ居リマス部分ヲ除外法ニ依ツテ別ニ規定ヲシナケレバナラナイ必要ガ起ツタノデゴザリマス、是ガ即チ此法律案ヲ提出ニナツタ重モナル理由デゴザイマシテ、又日滿貨物聯絡運送規則案トノ關係ナノデゴザリマ

ス、是ヨリ委員會ノ經過ニ移ツテ御報告ヲ申上ゲマス、委員會ハ此法案ニ向
ツテ二回ノ審議ヲ致シマシタ結果、之ヲ可ト認メタノデゴザリマス、其理由
ト致シマスル所ヲ申上ゲマスレバ、第一ニ此法律案ハ世界的交通運輸ニ多大
ノ便宜ヲ與フル所ノ、日滿貨物聯絡運送規則案ナルモノヲ實施スル爲ニ必要
ナ案デゴザリマスルカラシテ、委員會ニ於テハ勿論、異議ハ無カッタノデゴ
ザリマス、唯此案ハ昨年モ提出ニナツテ居ル案デゴザリマス、サウシテ其形
式ニ於テ今年ト異ツテ居リマス、昨年ノハ是等ノ即チ本年ノ法律案ニ定メマ
シタヤウナ事項ハ勅令ヲ以テ定メルト云フ概括的ノ法案デゴザリマシタ、而
シテ貴族院ガ之ニ協賛ヲ與ヘマシタノハ、理論カラ申シマスレバ法律ノ效力
ヲ變更スルノデゴザリマスルカラ、是等ヲ勅令ニ讓ルト云フ
至當デゴザリマスルケレドモ、是等交通運輸ニ關シマスル事柄ハ、實際ト離ル
ベカラザル深イ關係ガアルノデゴザリマスルカラ、是等ヲ勅令ニ讓ルト云フ
コトハ便宜デアルト云フ政府ノ意ヲ諒シテ、貴族院ハ昨年協賛ヲ與ヘテ居ル
ノデゴザリマス、然ルニ衆議院ニ參リマシテ、立法委任等ノ議論ヨリシテ政
府ハ終ニ此案ヲ撤回スルニ至ツタノデゴザリマス、續イテ本年ハ政府ハ其形
式ヲ變ヘマシテ一ノ成文ノ案トシテ提出ニナツタノデゴザイマス、而シテ委
員會ガ之ニ贊意ヲ表シマスレバ、一見昨年ノ貴族院ノ協賛ト其趣旨ガ一貫シ
テ居ラヌヤウナ感ガゴザリマスルケレドモ、元來此案ノ目的ト致シマスル所
ハ、日滿貨物聯絡運送規則案ナルモノヲ國內法ニ抵觸スルコトナクシテ、圓滑
ニ行フト云フノニ在ルノデゴザイマスルシ、且ツ政府ハ此度提出ニナツタ案ニ
依ツテ此規則ガ圓滑ニ行ハル、ト云フコトヲ明言サレテ居リマスル以上ハ、最
早此形式ノ議論ニ拘泥スルノ餘地ハ無イノデゴザイマス、即チ其精神ニ於テ
ハ昨年ノ協賛ト本年、委員會ガ贊意ヲ表シタコト、趣旨ハ一貫シテ居ルノ
デゴザリマス、大體右様ノ次第ニ依リマシテ委員會ハ之ヲ可ト認メタ次第デ
ゴザイマス、尙ホ箇條箇條ニ瓦リマシテ申上ゲルノデゴザイマスガ、是ハ唯
贊長ニ瓦リマスカラ總テ速記録ニ譲リマシテ茲ニハ一言モ申上ゲマセヌ、唯
茲ニハ一二字句修正ニ關スル御意見ハ出マシタケレドモ結局原案通り可決ス
ルニ至ツタト云フコトヲ御報告申上ゲルニ止メテ置キマス、之ヲ要シマスル
ノニ此法律案ガ法律トナツタ曉ニハ日露ノ此世界的交通運輸ニ多大ナル所ノ
便利ヲ與フル日滿貨物聯絡運送規則ナルモノガ實施セラレマシテ、今日マデ
ノ如キ數項ノ規則ノ下ニ立チマスル不便トカ云フモノハ悉ク省ケルノデゴザ

イマス、以上ヲ以テ御報告ヲ終リマス
○議長(公爵德川家達君) 選決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クベシトス
ル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○伯爵寺島誠一郎君 贊成
○議長(公爵德川家達君) 過半數ト認メマス
○男爵田健治郎君 直チニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○男爵中川興長君 贊成

○伯爵寺島誠一郎君 贊成
○議長(公爵德川家達君) 直チニ第二讀會ヲ開クト云フ田男爵ノ動議ニ對シ
テ異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 直チニ第二讀會ヲ開キマス、本案ノ第十四條ニ田
男爵ヨリ提出セラレマシタ修正案ガゴザイマスカラ、此際問題ニ致シマスノ
ハ第一條ヨリ第十三條マデト御承知ヲ請ヒマス、……別ニ御發言モ無イト認
メマスカラ採決ヲ致シマス、第一條ヨリ第十三條マデ、委員長ノ報告通り
御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス、次ハ第十四條ヲ問題ニ致
シマス

〔「男爵田健治郎君演壇ニ登ル〕

○男爵田健治郎君 私ハ茲ニ十四條中ニ極メテ簡單ナルモノデハゴザリマス
ルガ、修正動議ヲ提出イタシタイノデゴザイマス、委員會ガ全部可決ヲ致シ
マシテ、而シテ其委員ノ一人ナル私ガ茲ニ修正動議ヲ出ダスト云フノハ何ダ
カ御不審ガアラウト存ジマスルガ、其理由ヲ申述ペマス、此修正ノ文意ハ第
十四條ノ「運送品カ到達驛又ハ到達港ニ達シタル後稅關又ハ保稅倉庫ニ之ヲ
引渡シタルトキハ」トゴザリマスルガ、其「稅關又ハ保稅倉庫ニ」トアリマ
スノヲ「稅關」其所ニ句讀點ヲ打ナマシテ「保稅倉庫又ハ假置場ニ之ヲ引渡
シタルトキハ」トスル、即チ「假置場」ト云フ字ヲ加ヘルノ趣意デゴザリマ
スルガ、其理由ハ去ル十五日ニ此委員會ハ原案ヲ可決シタノデゴザリマス、

然ルニ十六日ニ於テ假置場法案ガ本院ヲ通過シマシタノデゴザリマス、ソコ
デ此假置場ト申スモノハ税關又ハ保稅倉庫ト同一ノモノカト云フト、矢張リ

是ハ特殊ノ法律ニ據ツテ成リタル特設機關デアリマスルカラ、ドウシテモ是
ハ「税關又ハ保稅倉庫」ト云フ中ニ含ンデ居ルトハ申サレマセヌ、而シテ假
置場ナルモノハ即チ船舶ナリ又ハ鐵道ヨリ輸入品ヲ直接ニ引渡ヲ受クルモノ

デゴザリマス、斯様デゴザリマスルガ故ニ、此假置場ヲ無イ儘ニ通シマスル
ト一層實行上ニ於テ差支ヲ來タシ、且ツ他ノ法律ト權衡ヲ保テヌト云フコ
トガ出テ參ッタノデゴザリマス、斯ク後ノ別案ガ十六日ニ貴族院ヲ通過イタ

シマシタ以上ハ、此法律ニ於キマシテモ矢張リ之ヲ加ヘテ、サウシテ其法律
ノ修正デアラウト存ジマス、何卒御賛成ヲ願ヒマス

○谷森眞男君 唯今ノ修正案ニ賛成イタシマス
○子爵前田利定君 唯今ノ修正案ニ賛成ヲ致シマス

○男爵原口兼濟君 賛成
○伯爵寺島誠一郎君 唯今ノ田男爵ノ御動議ニ賛成イタシマス

○子爵新莊直陳君 唯今ノ修正説ニ賛成ヲ致シマス
○子爵山口弘達君 唯今ノ修正ニ賛成イタシマス

○磯邊包義君 賛成
○中島永元君 賛成
○公爵德川慶久君 賛成

○男爵關義臣君 賛成
○三宅秀君 賛成
○伯爵奥平昌恭君 賛成
○男爵武井守正君 賛成

○男爵本田親濟君 賛成
○田鳥竹之助君 賛成
○男爵中川興長君 賛成
〔其他「賛成」ト呼フ者アリ〕

スカラ問題ト致シマス、田男爵ノ修正ヲ可トセラレマス諸君ノ起立ヲ請ヒマ
ス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 過半數ト認メマス、次ハ第十五條ヨリ終リマデ問
題ト致シマス、委員長ノ報告通リデ御異存ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者多シ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス
○男爵田健治郎君 直チニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵新莊直陳君 賛成
○議長(公爵徳川家達君) 直チニ三讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス
○議長(公爵徳川家達君) 第三讀會ヲ開キマス、第二讀會ノ決議通り、テ御異
議ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第七、農工銀行法中改正法律案、衆議院
提出、第一讀會

〔東久世書記官朗讀〕

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第七、農工銀行法中改正法律案、衆議院
提出、第一讀會

明治四十五年三月十四日

衆議院議長 大岡 育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

農工銀行法中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項株式ノ金額ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ限リ之ヲ五十圓迄上

スコトヲ得

〔政府委員橋本圭二郎君演壇ニ登ル〕

○議長(公爵徳川家達君) 田男爵ノ修正説ニ定規ノ賛成者ガアツタト認メマ

○政府委員(橋本圭三郎君) 此案ハ衆議院ノ提出ニ係ルモノノデアリマスルガ、政府ニ於キマシテハ別ニ差支ガ無ク便利ノ法案ト存ジマスニ依フテ賛成ヲ表シマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第八、家畜市場法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會

〔東久世書記官朗讀〕

家畜市場法中改正法律案
右本院提出案及送付候也

明治四十五年三月十四日

衆議院議長 大岡 育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

家畜市場法中左ノ通改正ス

第七條第一項中「家畜ノ賣買交換ヲ業トスル者」ヲ「家畜ノ賣買交換又ハ

其ノ周旋ヲ業トスル者若ハ屠肉販賣ノ目的ヲ以テ家畜ノ買入ヲ爲ス者」ニ改ム

〔政府委員押川則吉君演壇ニ登ル〕

○政府委員(押川則吉君) 此改正案ハ衆議院ノ提出デアリマシテ、家畜市場法ノ第七條ニ「家畜ノ賣買交換ヲ業トスル者ハ家畜市場附近ノ區域内ニ於テハ市場開催日及其ノ開催日前後ノ期間中其ノ市場ノ取扱フ家畜ヲ賣買交換スルコトヲ得ス」トアリマスノニ「家畜ノ賣買交換」ダケデハ不十分デアルカラ「又ハ其ノ周旋ヲ業トスル者若ハ屠肉販賣ノ目的ヲ以テ家畜ノ買入ヲ爲ス者」即チ之ヲ簡單ニ申シマスレバ屠肉業者デアリマス、ソレヲ挿入イタシタイト云フノデアリマス、是ハ滴當ナ改正ト思ヒマスノデ、政府ハ同意ヲ表シマス

○中島永元君 私ハ此案ニ付キマシテ政府委員ニ質問ヲ致シマスルガ、此市

場法案ガ一昨年當院ニ提出ニナリマシタトキ、本員モ其調査委員ノ一人デゴザイマシタガ、其時ニ委員ノ一人ヨリ斯ノ如ク家畜等ニ付イテ是マデ東京府デハ警視廳ガ管轄シテ居ル、是モ東京府ダケハ警視廳管轄ノコトニ此法律デ

這入ルモノデアルマイカト云フ疑問モ出マシタ、然ルニ政府委員ハ產業發達ノ目的デ此法案ヲ起案シタ譯デアルカラ、全ク取締上ノ一方カラ見テ、警視

廳管轄ニスルト云フコトハ其目的ヲ達シナイト云フコトデ、御尤モノ辯明デアリマシタカラ、皆ソレニ服シテ原案ノ儘通過シタ次第デアリマス、然ルニ實施以來僅カ一年……二年モ經タナイ中ニ此法案ガ出テ來ルト申スコトハ、畢竟取締ノ不行届ヨリ出テ來タモノデアラウト思ヒマス、併ナガラ本員モ産業ハ成ルベキ溫キ地方官ノ手ニ依フテ愛撫シテ放任ニ過ギマスレバ、又取締上ニ思ヒマスカラ、農商務省ヨリ警視廳ニ渡サヌト云フ主義ハ本員モ固ヨリ賛成デアリマス、併ナガラ餘リ產業ヲ愛撫シテ放任ニ過ギマスレバ、是等ノ所ヨリ不行届ガ起リマスカラ、一方ニハ袖ノ下デ勝手ニ取引ヲスル、謂ハユル密賣ヲシ、サウシテ市場ノ方ニハ手數料モ要リ、其他面倒ナ手續モアルニ依フテ、持ツテ來ナイト云フコトノ弊害ガアリハシナイカト思ヒマス、是等ノ所ヨリ此法律ノ改正案モ提出ニナシタト察シマスルガ、政府ハ此改正案デアレバ取締上行届クデアラウト云フ御見込デアリマセウカ、モウ少シ委シク御辯明ヲ願ヒマス

〔政府委員押川則吉君演壇ニ登ル〕

○政府委員(押川則吉君) 唯今御尋ねノコトハ警視廳關係云々ト云フコトデハナクシテ、第七條ノ條項ノ中ニ斯ウ云フコトガ含マレテ居ラヌカラ之ヲ入レルト云フノデアリマシテ、政府ニ於キマシテハ當初カラ家畜ノ賣買交換ト云フコトニ、斯ウ云フモノガ這入ルベキデアルト云フヤウニ實ハ考ヘテ居タルノデアリマスケレドモ、法律ノ制定後、段々吟味イタシマシタ所ガ、「家畜ノ賣買交換」ト云フコトニハ此事ガ這入ツテ居ラヌト云フヤウナ解釋モ致シテ居ツタ際デアリマスカラ、此改正案ニハ同意スルノデアル、取締ノ出來ル出來スト云フコト、ハ少シ趣意ガ違ツテ居リマス

〔東久世書記官朗讀〕

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第九、鑄業法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會

鑄業法中改正法律案
右本院提出案及送付候也

明治四十五年三月十四日

衆議院議長 大岡 育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

鑛業法中左ノ通改正ス

第二條第一項中「石油」ノ下ニ「可燃質天然瓦斯」ヲ加フ

同條第二項中「但シ」ノ下ニ「可燃質天然瓦斯ハ總テ」ヲ加フ

〔政府委員押川則吉君演壇ニ登ル〕

○政府委員(押川則吉君)此案モ衆議院ノ提出ニ係ルノデアリマスガ、鑛業法ノ第二條ニ鑛業法ニ於テ支配ヲ受クベキ鑛物ノ種類ガ定メテアルノデアリマス、其中ニ「可燃質天然瓦斯」ト云フコトヲ加ヘタイト云フ修正案デアリマス、現行法ノ第二條ノ第二項ニ石油ノ層ト密接ノ關係ヲ有ツテ居ル可燃質天然瓦斯ハ石油ト看做スト云フコトガアルノデアリマシテ、茲ニ第一項ニ可燃質天然瓦斯ヲ加ヘルトキハ石油ノ層ト密接ノ關係ヲ有ツテ居ラナイ普通ノ瓦斯、即チ沼瓦斯ヲ加ヘルト云フコトニナルノデアリマス、是ハ世界ノ事例ニ徴シテ見マシテモ、本邦ノ現在ノ情況ニ應ジテ見マシテモ、普通ノ沼瓦斯ト云フモノハ鑛業法ニ於テ支配スル程ノ價值ノ無イモノデアル、斯ウ考ヘマスノデ此案ニ同意ヲ表シ兼ネマス

○議長(公爵德川家達君)議事日程第十、國有土地森林原野下戻法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會

〔東久世書記官朗讀〕

國有土地森林原野下戻法中改正法律案
右本院提出案及送付候也

明治四十五年三月十四日

衆議院議長 大岡 育造

貴族院議長公爵德川家達殿
國有土地森林原野下戻法中左ノ通改正ス

第一條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ土地森林原野ニ於テ主產物ヲ採收シタル者ハ所有ノ事實アリタルモノト見做ス但シ他ニ所有者アリト認ムヘキ證據アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第一條第二項中「前項」ヲ「第一項」ニ改ム

第二條第四號中「分收」ヲ「收得」ニ改ム

〔政府委員押川則吉君演壇ニ登ル〕

○政府委員(押川則吉君)唯今議題ニナツテ居リマスルノハ三十二年ニ發布ニナリマシタ國有土地森林原野下戻法ト云フノ、改正デゴザイマス、其第一條ニ「地租改正又ハ社寺上地處分ニ依リ官有ニ編入セラレ現ニ國有ニ屬スル

土地森林原野若ハ立木竹ハ其ノ處分ノ當時之ニ付キ所有又ハ分收ノ事實アリヲ爲スコトヲ得「トアリマス、此上ニ現行ノ「所有又ハ分收ノ事實アリタルモノ」ト云フ外ニ「主產物ヲ採收シタル者ハ所有ノ事實アリタルモノト見做ス」ト云フノデ、此主產物採收ノ事ヲ加ヘタイト云フノガ此改正デゴザイマス、然ルニ此法律ハ三十二年ノ發布デアリマシテ、申請ノ期限ハ明治三十三年六月三十日マデデ期限ガ既ニ切レテ居ルノデアリマス、之ヲ今日修正イタスト云フコトハドウ云フ結果ニナルカト云フト、既ニ申請ヲ致シマシテ處分ヲ濟マシタモノハ之ニ加ハルコトハ出來ヌノデアリマス、今日殘ツテ居ルモノダケガ之ニ這入ルコトニナルノデアリマスガ、然ラバ申請シタノハドウナツテ居ルカト云フト、申請イタシマシタ數ハ二萬六百七十五件アツタノデアリマシテ、既ニ許可ノ處分ニナツタノガ千三百三十二件アリ、不許可ノ處分ニナツタノガ一萬九千三百四十件アルノデアリマス、唯今殘ツテ居ルノハ行政裁判所ニ係ツテ居ルノガ百七十七件、本省ニ於テ未ダ處分ヲシナインガ三件アル、若シ斯ウ云フコトガ改正ニナリマスルト云フト、既ニ申請ノ期限ガ切レテ居ツテ不許可ニナツテ居ル一万九千三百四十件ト云フモノトハ、甚シク權衡ヲ得ナイコトニナルノデアリマス、是マデハ總テ主產物ノ採收ト云フコトハ見ナイノデアツテ所有又ハ分收ノ事實ノアツタモノダケニ下戻ノ許可ヲデハ非常ニ不都合ニナルノデアリマスカラ、殊ニ又斯ウ云フ採收ノ事實ト云フヤウナコトノデゴザイマス

○議長(公爵德川家達君)議事日程第十一、關稅定率法輸入稅表中改正法律案、衆議院提出、第一讀會ノ續、委員長報告

關稅定率法輸入稅表中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

明治四十五年三月十五日

右特別委員長

貴族院議長公爵大原重朝殿

伯爵 大原 重朝

〔伯爵大原重朝君演壇ニ登ル〕

○伯爵大原重朝君 唯今、議題トナツテ居リマスル所ノ關稅定率法輸入稅表中改正法律案ノ委員會ノ模様ヲ報告イタシマス、委員會ニ於キマシテハ例ノ通リ政府委員ニ來テ貴ヒマシテ、一通り説明ヲ聽キマシタノデゴザイマス、委員ハ全會一致ヲ以テ可決スベシト決シマシタノデゴザイマス、其審議ノ模様ヲ申上ゲマスレバ、此法案ハ定率法ノ表中ニ鹽化加里ト云フモノガ抜ケテ居ルノデゴザイマス、百七十五項ニ硫酸加里ト云フノガ舉ゲテアルダケデ、ソレニハ精製ノモノガ從價二割、「其ノ他」ト云フノハ是ハ粗製ト云フコトデアルサウデ、ソレハ無稅ト云フコトニナツテ居ル、鹽化加里ハドウ云フ所ニ這入ツテ居ルカト言ヘバ、是ハ二百二十九項ノ「別號ニ掲ケサル藥材」ト云フ所ニ這入ツテ居リマシテ、其稅ハ即チ從價二割デゴザイマス、之ヲ百七十五ニ加ヘタイト云フ案デゴザイマス、其鹽化加里ハ燐寸ノ頭ニ附ケテアリマスカト申シマスレバ、此鹽化加里ヲ製法イタシマシテ「クロール」酸加里ト云フモノニナリマス、「クロール」酸加里ハ燐寸ノ頭ニ附ケテアリマスル藥ニナルノダサウデアリマス、ソレデ現今内地ニ於キマシテハ燐寸ヲ製造スルコトガ盛ンデゴザイマスルカラ、ソレニ必要ナルモノニ從價稅ノ二割ヲ課ケルト云フコトニナリマスルカラ、之ヲ無稅ニシタイト云フノ案デゴザイマス、就キマシテハ日本ニ於キマシテ此鹽化加里ト云フモノガ出來ナイモノカト云フ質問モゴザイマシタガ、日本ニ於キマシテモ鹽化加里ト云フモノガ出來ルノデゴザイマスケレドモ、是ハ海岸ニ於キマシテ、藻屑ヲ燒ベテ居リマスル、アレカラ探レマスルノデ、其主要タルモノハ沃度デ、其沃度ノ副產物デアルサウデアリマスカラ誠ニ僅カナモノヨリ探レマセヌ、之ヲ專業ニシマスルト、ドウデアルカト云フ御質問モ出マシタガ、專業ニナリマスルカラ、之非常ニ高イモノニナルノデアリマス、其現物ノ鹽化加里ハ輸入ノ分ハドゴデ出來ルカト尋ネテ見マスルト、獨逸ガ重モデアルサウデゴザイマス、獨逸カラ輸入シマスル所ノ物ニ比ベマスルト非常ニ高價ナモノニナリマスルカラ、之ヲ無稅ニシタイト云フノデゴザイマス、ソコデ委員會ノ方ニモ其現物ヲ纏ニ入レテ御見セニナリマシテゴザイマスガ、精製ノモノハ藥品トシテ是ハ矢張リ從價二割ノ稅ニナルノデ、其他粗製トシマスルト今ノ燐寸ニ使ヒマスルモ

ノト又人造肥料ニ使ヒマスルモノトニナルノデゴザイマスカラ、ソレニ從價稅ヲ二割モ課ケルト云フコトハ甚ダ不利益ナノデゴザイマスカラ、之ヲ無稅トシタイト云フノ案デゴザイマス、サウ云フコトデゴザイマシタデ、全會一致ヲ以テ可決イタシマシタノデゴザイマス、是ハ科學的ノ事デゴザイマスカラ、委シイコトハドウズ政府委員ニ御尋ねヲ願ヒマス、右様ノ次第デゴザイマスカラ、簡單ナ案デゴザイマシテ御分リデゴザイマセウト思ヒマスカラ、讀會ヲ省略サレテ直チニ確定議ニナルコトヲ希望イタシマス

○子爵稻垣太祥君 讀會省略ニ贊成

○平山靖彥君 贊成

○男爵中川興長君 讀會省略ニ贊成

○伊澤修二君 讀會省略ニ贊成

○男爵野田裕通君 贊成

○伯爵松平直之君 讀會省略贊成

○男爵田健治郎君 贊成

○伯爵萬里小路通房君 贊成

○男爵原口兼濟君 贊成

○田島竹之助君 贊成

○議長(公爵德川家達君) 大原伯爵ノ讀會ヲ省略スルト云フ動議ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(公爵德川家達君) 三分ノニ以上ト認メマス

○起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 本案ハ委員長ノ報告通リデ御異存ゴザイマセヌカデアルカト云フ御質問モ出マシタガ、專業ニナリマスルト此價ト云フモノガ非常ニ高イモノニナルノデアリマス、其現物ノ鹽化加里ハ輸入ノ分ハドゴデ出來ルカト尋ネテ見マスルト、獨逸ガ重モデアルサウデゴザイマス、獨逸カラアリマスカラ誠ニ僅カナモノヨリ探レマセヌ、之ヲ專業ニシマスルト、ドウデアルカト云フ御質問モ出マシタガ、專業ニナリマスルカラ、之非常ニ高イモノニナルノデアリマス、ソコデ委員會ノ方ニモ其現物ヲ纏ニ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第十二ヨリ第十八マデノ請願、會議〔左ノ意見書案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス以下之ニ微

意見書案

陰陽連絡鐵道速成ノ件

岡山縣眞庭郡勝山町士族村上長造外九百二十七名呈出

鳥取縣西伯郡住吉村長原田正知外二百二十八名呈出

右ノ請願ハ津山米子間陰陽連絡鐵道ノ敷設ハ單ニ山陰地方ト山陽南海地方
トノ交通ヲ便ニシ地方產業ノ發展ヲ促スノミナラス軍事上必要ナルヲ以テ
來年度ニ於テ之カ起工ニ著手セラルルノ道ヲ講セラレタシトノ旨趣ニシテ
貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ
依リ別冊及送付候也

明治四十五年月日

貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

福島中村間鐵道敷設ノ件

宮城縣伊具郡丸森町平民商三明保外五百五十八名呈出

右ノ請願ハ福島縣相馬郡中村驛ヲ起點トシ宮城縣伊具郡大内村金山町丸森
町ヲ經福島縣伊達郡梁川町保原町ヲ通シテ福島市ニ達スル鐵道ハ當ニ交通
ノ利便ヲ開發スルノミナラス沿道各種ノ產業ヲ發達セシムル所以ナルヲ以
テ之カ敷設ノ詮議ニ出テラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採
擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十五年月日

貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

區裁判所出張所設置ノ件

奈良縣高市郡八木町長上田耕作外六名呈出

右ノ請願ハ奈良縣高市郡内ニハ未區裁判所ノ設ナク殊ニ郡ノ北部ニ於ケル
町村ノ登記事務ハ遠ク高田區裁判所ノ管轄ニ屬シ金融ノ障碍登記ノ怠慢ヲ
來シ不便不利一方ナラナルヲ以テ商工業ノ般盛ナル八木町ニ區裁判所出張
所ヲ設ケラレムコトヲ前議會ニ請願シ既ニ採擇セラレタルモ未其ノ運ニ至
ラサルヲ以テ速ニ之ヲ實行セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體
ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十五年月日

貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

右ノ請願ハ政府ハ馬匹改良ノ目的ヲ以テ各地ニ種馬所ヲ設置セラルト開ク
然ルニ北海道紋別郡上湧別村ハ北見國ノ中央ニ位シ區域廣闊地味肥工交通
便ニシテ畜產業發達シ益之カ改良ヲ計リツツアルヲ以テ種馬所ヲ設置スル
ニ最適當ノ土地ナルニ依リ其ノ用地ハ同村ニ於テ寄附スヘキヲ以テ同村ニ
之ヲ設ケラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト

意見書案

議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十五年月日

貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

北海道紋別郡上湧別村平民商權澤金八外三百二十二名呈出(二通)

右ノ請願ハ北海道紋別郡野上村ヨリ上川郡旭川ニ至ル輕便鐵道ノ敷設ハ當
ニ北見一國ノ利源ヲ開發シ沿道拓殖ノ目的ヲ達セシムルノミナラス國防上
至大ノ關係アルヲ以テ速ニ之ヲ敷設セシメラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院
ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別
冊及送付候也

明治四十五年月日

貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

福島中村間鐵道敷設ノ件

宮城縣伊具郡丸森町平民商三明保外五百五十八名呈出

右ノ請願ハ福島縣相馬郡中村驛ヲ起點トシ宮城縣伊具郡大内村金山町丸森
町ヲ經福島縣伊達郡梁川町保原町ヲ通シテ福島市ニ達スル鐵道ハ當ニ交通
ノ利便ヲ開發スルノミナラス沿道各種ノ產業ヲ發達セシムル所以ナルヲ以
テ之カ敷設ノ詮議ニ出テラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採
擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十五年月日

貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

區裁判所出張所設置ノ件

奈良縣高市郡八木町長上田耕作外六名呈出

右ノ請願ハ奈良縣高市郡内ニハ未區裁判所ノ設ナク殊ニ郡ノ北部ニ於ケル
町村ノ登記事務ハ遠ク高田區裁判所ノ管轄ニ屬シ金融ノ障碍登記ノ怠慢ヲ
來シ不便不利一方ナラナルヲ以テ商工業ノ般盛ナル八木町ニ區裁判所出張
所ヲ設ケラレムコトヲ前議會ニ請願シ既ニ採擇セラレタルモ未其ノ運ニ至
ラサルヲ以テ速ニ之ヲ實行セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體
ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十五年月日

貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

右ノ請願ハ政府ハ馬匹改良ノ目的ヲ以テ各地ニ種馬所ヲ設置セラルト開ク
然ルニ北海道紋別郡上湧別村ハ北見國ノ中央ニ位シ區域廣闊地味肥工交通
便ニシテ畜產業發達シ益之カ改良ヲ計リツツアルヲ以テ種馬所ヲ設置スル
ニ最適當ノ土地ナルニ依リ其ノ用地ハ同村ニ於テ寄附スヘキヲ以テ同村ニ
之ヲ設ケラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト

意見書案

官營製材事業廢止ノ件

東京市深川區大和町平民材木商笠原小十郎外八十八名呈出

右ノ請願ハ製材事業ノ官營ハ薄資ナル民間營業者ヲ壓迫シテ困難ノ状態ニ陥レタルヲ以テ官營ヲ廢止シ別ニ適當ナル方法ヲ講シテ之ヲ民業ニ移サレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十五年月日

貴族院議長 公爵徳川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

郵便局設置ノ件

千葉縣匝瑳郡東陽村平民農椎名熊治郎外二百八十名呈出

右ノ請願ハ千葉縣匝瑳郡東陽、南條、白濱ノ各村ハ各種ノ産業發達シ交通頻繁ニシテ郵便事務益增加スルニ拘ラス該事務ハ距離遠隔ナル野田村及山武郡横芝村所在ノ郵便局ニ分屬シ不便甚シキヲ以テ以上三村ヲ管轄スル三等郵便局ヲ東陽村上宮川ニ設置セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十五年月日

貴族院議長 公爵徳川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

○議長(公爵徳川家達君) 請願委員長ノ報告通りテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第十九ヨリ第二十五マヂノ請願、會議

意見書案

三次本市間鐵道敷設ノ件

島根縣飯石郡赤名村長澤田友市外十一名呈出

右ノ請願ハ廣島縣三次町ヨリ島根縣飯石郡赤名、來島、頓原、志々村ノ各

地ヲ經テ今市ニ至ル鐵道又ハ輕便鐵道ハ啻ニ陰陽連絡上必要ナルノミナラス地方產業ノ發達ヲ促進セシムル所以ナルヲ以テ之ヲ實測セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十五年月日

貴族院議長 公爵徳川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

天鹽沿岸鐵道敷設ノ件

北海道留萌郡留萌町漁業五十嵐億太郎外二十四名呈出

右ノ請願ハ北海道増毛、留萌、苦前、天鹽ノ四郡ヲ貫通シ北見國稚内ニ至ル鐵道ハ運輸交通ノ利便ヲ開發シ沿道各地ノ産業ヲ發達セシメ以テ北海道拓殖ノ實ヲ舉ケシムル所以ナルヲ以テ速ニ之ヲ敷設セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十五年月日

貴族院議長 公爵徳川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

控訴院管轄區域變更ノ件

鳥取縣西伯郡米子町平民辯護士雜賀啓次郎外四十三名呈出

右ノ請願ハ山陰道ハ大阪ト商業關係ノ密ナルニ加ヘ交通極メテ便利ナルニ至リタルニ拘ラス之ヲ廣島控訴院ノ管轄ニ屬セシメラルハ道民ノ不便甚シトスル所ナルヲ以テ大阪控訴院ノ管轄ニ轉屬セシメラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十五年月日

貴族院議長 公爵徳川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

動物飼糧及生乳ノ鐵道輸送ニ對スル運賃並取扱手續保護ノ件

東京市京橋區新富町二丁目士族畜産業木村專太郎外七名呈出

右ノ請願ハ動物飼糧及生乳ノ鐵道運賃ノ高低ハ畜產ノ發達改善ニ至大ノ關係アルニ拘ラス運賃高率ニシテ需要供給ノ均衡ヲ失シ當業者ノ困難甚シキヲ以テ之ヲ輕減シ尙生乳ノ輸送手續ヲ簡ニシ其ノ貨率ヲ普通貨物ノ約三分

ノ一二減額シ以テ公衆衛生並搾乳營業ニ便セシメラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十五年 月 日

貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

種牛所増設ノ件

東京市京橋區新富町二丁目士族畜産業木村專太郎外七名呈出

右ノ請願ハ我國ニ於テハ種畜牧場ハ廣島縣七塚原及北海道月寒ノ二箇所ニシテ種牛場ハ唯大分ノ一箇所ニ止マリ到底全國ニ於ケル種牡牛ノ需要ニ應

右ノ請願ハ我國ニ於テハ種畜業ノ發達ヲ阻害スルコト甚シキヲ以テ大分スルコトヲ得スノ如キハ畜產業ノ發達ヲ阻害スルコト甚シキヲ以テ大分種牛所ト同一ノ種牛所ヲ全國樞要ノ地ニ配置シ種牡牛ノ分布ヲ潤澤ナラシメラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十五年 月 日

貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

畜產品研究所設置ノ件

東京市京橋區新富町二丁目士族畜産業木村專太郎外七名呈出

右ノ請願ハ政府ニ於テハ畜產業ノ發達ヲ獎勵セラルニ拘ラス畜產品研究

所ノ設置ナキハ策ノ得タルモノニアラサルヲ以テ國家保護ノ下ニ適當ノ機關ヲ設ケ各種ノ乳製品罐詰等ノ製造練習ノ法ヲ授ケ大ニ技術者ヲ養成シテ是等ノ生産物ヲ利用スルノ道ヲ講セシメラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十五年 月 日

貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

煉乳事業保護法制定ノ件

東京市京橋區新富町二丁目士族畜産業木村專太郎外七名呈出

右ノ請願ハ我國ノ煉乳業ハ煉乳原料砂糖戻稅法ノ繼續並關稅ノ增率ニ依リテ大ニ保護ヲ得タルモ之カ爲自助心ヲ閑却スルトキハ斯業振興ノ機會ヲ逸シ永久ニ輸入煉乳ヲ驅逐スルノ期ナキニ至ルヘキヲ以テ此ノ際更ニ進ミテ積極的保護法ヲ制定シ或標準ノ下ニ相當ノ獎勵金ヲ付與シ以テ斯業ノ健全ナル發達ヲ計ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也
ヌカ

明治四十五年 月 日

貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

スカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第二十六ヨリ第三十二マデノ請願、會議

意見書案

漆樹栽培獎勵ノ件

福島縣大沼郡川路村士族初瀬川健增外一名呈出

右ノ請願ハ政府ニ於テハ明治四十年度ヨリ漆櫻樟ノ栽培ニ關シ獎勵金ヲ下

付セラレ又國有林ヲモ豫約拂下ケラルルモ漆搔取方法ノ改良未實施セラレ

ス本邦ノ漆ハ年年減退スルヲ以テ速ニ搔取法ヲ改良シ漆樹ノ栽培ニ一層ノ

補助ヲ與ヘ且國有林ヘモ之カ増植ヲ許可セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院

ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別

冊及送付候也

明治四十五年 月 日

貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

膽振鐵道急設ノ件

右北海道虻田郡東俱知安村平民農江川重太郎外七十二名呈出

便ヲ開發スルノミナラス之力爲拓殖ノ實ヲ舉ケ地方ノ生產力ヲ增加シ國家

無限ノ富源ヲ開發セシムル所以ナルヲ以テ速ニ之ヲ敷設セラレタシトノ旨

趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六

十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十五年 月 日

貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

白水鐵道敷設速成ノ件

福島縣東白川郡棚倉町長高橋信成外十一名呈出

右ノ請願ハ福島縣西白河郡白河町ヨリ東白川郡棚倉町ヲ經茨城縣水戸市ニ至ル鐵道ハ啻ニ地方ニ於ケル交通ノ利便ヲ開發スルノミナラス殖產興業ヲ

資ケ國利民福ヲ增進セシムル所以ナルヲ以テ速ニ之ヲ敷設セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六

十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十五年 月 日

貴族院議長 公爵德川家達

富山縣射水郡守山村長岡畠佐平次呈出
意見書案
郵便局設置ノ件

右ノ請願ハ富山縣射水郡守山村ハ五箇ノ大字ヲ以テ成リ人口多ク殊ニ守山村ハ其ノ中央ニ位シ通路ノ要衝ニ當リ商人ノ來往物貨ノ集散頻繁ナルモ未郵便局ノ設ナク該事務ハ遠ク高岡局ノ管轄ニ屬シ不便甚シキヲ以テ守山村ノ外同郡西條村大字長慶寺村、二上村大字二上村、氷見郡宮田村大字小竹村及神代村大字堀田村ヲ管轄區域トスル郵便局ヲ速ニ守山村ニ設置セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十五年 月 日

貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

岡山縣後月郡木之子村郵便局設置ノ件

岡山縣後月郡木之子村平民公吏佐藤勝四郎外六十名呈出

右ノ請願ハ岡山縣後月郡木之子村ハ小市街ヲ成シ近時商工業ノ發達殊ニ著シキニ拘ラス郵便事務ハ遠ク井原及小田兩郵便局ノ管轄ニ分屬シ村民ノ不便不利一方ナラサルヲ以テ木之子村縣主村及外數字ノ地區ヲ以テ一集配區域トスル三等郵便局ヲ木之子村字郷ニ設置セラレムコトヲ前議會ニ請願シ既ニ採擇セラレタルモ未其ノ運ニ至ラス村民益其ノ不便ヲ感スルヲ以テ速ニ之ヲ實行セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十五年 月 日

貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

野崎郵便局設置ノ件

栃木縣那須郡野崎村平民農長島岸平外六名呈出

右ノ請願ハ東北本線下野國那須郡野崎驛ハ旅客ノ乗降貨物ノ集散年年頻繁ヲ加フルノミナラス該驛ニ依ルヲ便宜トスル村落モ尠少ナラサルニ未郵便局ノ設ナク不便不利一方ナラサルヲ以テ同驛ニ郵便局ヲ設置セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十五年月日

貴族院議長 公爵徳川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

野岩羽鐵道速成ノ件

右ノ請願ハ野岩羽鐵道ノ敷設ハ獨リ沿線各地ノ利便幸福タルノミナラス東北地方ノ發展ヲ促シ國家ノ富源ヲ開発シ延イテ富國強兵ノ兩全ヲ現實セシムル所以ナルヲ以テ之ヲ速成セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十五年月日

貴族院議長 公爵徳川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

○議長(公爵徳川家達君) 請願委員長ノ報告通リデ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 此際諸君ニ御諮詢致シマス、會期切迫ニ依リ議案配付後ニ於ケル定規ノ日數ヲ短縮シテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ特別委員ノ氏名ヲ御報告ニ及ビマス

〔河井書記官朗讀〕

樺太酒類出港稅法案外二件特別委員

伯爵寺島誠一郎君 子爵鍋島直彬君
子爵前田利定君 男爵尾崎三良君
男爵東郷安君 石井省一郎君 西川甚五郎君
臘虎脣乳獸獵獲禁止ニ關スル法律案外一件特別委員
男爵北垣國道君 子爵曾我祐準君
子爵有馬頼之君 村田保君 男爵山内萬壽治君
男爵生駒親忠君 湯地定基君 磯邊包義君
子爵吉井幸藏君 子爵井伊直安君
子爵牧野忠篤君 男爵伊東義五郎君
伯爵德川達孝君 子爵松平直徳君
家畜市場法中改正法律案特別委員
田邊輝實君 男爵竹腰正己君 淺田徳則君
中村治兵衛君 荒井泰治君 中島永元君
礦業法中改正法律案特別委員
松岡康毅君 子爵鳥居忠文君 松原芳太郎君
男爵本田親濟君 男爵神山郡昭君 淺田徳則君
江原芳平君 堀内半三郎君
國有土地森林原野下戻法中改正法律案特別委員
伯爵柳原義光君 子爵大宮以季君 子爵永井尚敏君
男爵關義臣君 男爵青山元君 西村亮吉君
原保太郎君 岡田良平君 佐藤助九郎君
竹村與右衛門君

○議長(公爵徳川家達君) 次ノ議事日程ハ決定次第、彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是デ散會ヲ致シマス

午前十一時六分散會